

全国・県・市学力調査から見る現状と今後の取り組みについて

1. 今年度の国・県・市の学力調査の実施について

平成 26 年 4 月 22 日(火)に「全国学力・学習状況調査」(小学校 6 年、中学校 3 年対象)が実施されました。今年度は、県の学力調査である「とちぎっ子学習状況調査」(小学校 4・5 年、中学校 2 年生対象)も同日実施されました。

全国調査では、小学校 6 年生は国語・算数ともに県平均は上回っていますが、全国平均と比較しますと、ほぼ全国平均と同程度でした。中学校 3 年生は国語・数学とも県平均および全国平均を大きく上回っています。

県調査では、小学校 4 年生は国語、算数で県平均を大きく上回っていますが、小学校 5 年生は県平均並でした。中学校 2 年生は、国語・社会・数学・理科・英語の 5 教科全てで平均を大きく上回っています。

市の学力調査である「大田原市学習到達度調査」(小学校 2・3 年、中学校 1・3 年)は「とちぎっ子学習状況調査」の開始に伴い、実施学年を絞り、県と同じ委託業者の調査を実施しました。

全国学力・学習状況調査

校種	教科	大田原市			栃木県	
		H26	H26	市比較	H26	市比較
小学校	国語 A (知識)	72.2	72.9	-0.7	71.9	+0.3
	国語 B (活用)	55.6	55.5	+0.1	54.5	+1.1
	算数 A (知識)	78.8	78.1	+0.7	77.7	+1.1
	算数 B (活用)	58.0	58.2	-0.2	56.8	+1.2
中学校	国語 A (知識)	82.4	79.4	+3.0	79.3	+3.1
	国語 B (活用)	55.0	51.0	+4.0	51.4	+3.6
	数学 A (知識)	71.7	67.4	+4.3	66.9	+4.8
	数学 B (活用)	62.1	59.8	+2.3	59.3	+2.8

とちぎっ子学習状況調査

校種	学年	4 年			5 年		
		市	県	市比較	市	県	市比較
小学校	国語	69.0	65.0	4.0	61.9	59.8	2.1
	算数	73.9	70.4	3.5	72.8	72.7	0.1
	理科	71.7	69.9	1.9	71.4	70.2	1.2
	学年	2 年					
中学校	市	県	市比較				
	国語	72.2	68.2	4.0			
	社会	61.3	56.7	4.6			
	数学	71.0	64.2	6.8			
	理科	67.0	60.3	6.7			
英語	68.1	64.7	3.5				



2. 基礎学力向上委員会による分析と報告

「全国学力・学習状況調査」「とちぎっ子学習状況調査」および「大田原市学習到達度調査」の結果について、教職員と学校教育課の代表からなる、大田原市基礎学力研究委員会では、9 月から 12 月にかけて結果を分析し、本市学力向上の取組の成果と課題、そして今後取り組むべき方策について協議し、教育長に報告を行いました。

教育委員会および市内小中学校は報告を参考に次年度の取組に生かしていく予定です。

1. 大田原市の学力向上の取組の成果

●小中共通して良い内容

- ・全教科、全学年で「知識・理解」の内容はおおむね良好。
- ・算数・数学では「数と計算」「図形の作図問題」が良好。
- ・国語では「漢字の書き」は良好。「話すこと・聞くこと」の基礎的内容、「書くこと」についてもおおむね良好。

2. 大田原市の課題

(1) 学力調査から見える課題

- ア「読むこと」(国語) イ「聞くこと」の内容理解(国語) ウ「量と測定」(算数) エ「数学的な考え方」(算数)
- オ「科学的思考・表現」(小・理科)

(2) 質問紙調査から見える課題

- ア 家庭学習への習慣の差 イ 自分の意見を発表することへの自信のなさ ウ 自尊感情の低さ
- エ 家庭でのコミュニケーションの不足 オ 校内研修の取組の不足

3. 今後取り組むべき内容

(1) 学校が学習指導で取り組むべき内容

- ア 思考力・判断力・表現力を育成する授業の取組
 - a 問題解決型学習を位置づける。
 - b 課題意識をもたせる身近な教材を開発する。
 - c 多様な考え方が出る発問を工夫する。
 - d 児童生徒の考えをつなぎ合わせる。(ペア・グループ・全体各段階で)
 - e 全国学力・学習状況調査 B 問題を年間指導計画に位置付ける。
- イ 読む能力を育む取組
 - a M I M(多感覚を用いた特殊音節の多層指導モデル)を活用するとともに、「読み」のアセスメントを実施し、早期に個に応じた指導を行う。
 - b 読む目的を明確にした国語の授業づくりを行う。
 - c 目的に応じた読書の取組を推進する。
- ウ I C T の活用
 - a 視覚資料、音声資料、映像資料等、多感覚に働きかける。
 - b グラフや資料から読み取ったことについて意見を交換させる。
 - c タブレットを活用して個に応じた指導を行う。

- d 授業改善に向けての校内研修の充実
- e 小学校高学年教科担任制の導入の工夫

(2) 学校が家庭と協力して取り組むべき内容

- ア 家庭学習習慣の定着
 - a 家庭学習のスタンダードの共有化を図る。
 - b 家庭学習の取組への確認・承認・賞賛の方法を工夫する
 - c 家庭学習の意義を保護者に啓発する。
- イ 自己重要感の醸成
 - a 特別活動等で協力して成功体験を積むための事前準備を工夫する。
 - b 生徒の様々な良さをほめて伸ばす姿勢をもつ。
 - c 家庭で承認される場面を設定できるよう工夫する。
- ウ コミュニケーション力の育成
 - a 特別活動で発表して、話し合っよよかった実感できる場を設定する。
 - b 家庭での会話が増えるような場面設定を工夫する。
 - c 学校内外で地域の方と話す機会を設ける。

児童手当制度についてのご案内

■制度の内容

児童手当と特例給付は、15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了前)までの児童を養育している父母などに支給されます。

▶児童手当

- 3歳未満：月額 15,000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)：月額 10,000円
- 3歳以上小学校修了前(第3子以降)：月額 15,000円
- 中学生：月額 10,000円

※18歳到達後の最初の年度末までの間にある児童の人数で数えます。

▶特例給付：受給者の所得が所得制限額を超過した場合、「特例給付」として支給対象の児童1人につき月額5,000円が支給されます。

■認定請求(申請)

お子様の出生や大田原市への転入など新たに児童手当の申請事由が生じた方は、受給するための認定請求(申請)が必要です。申請者は、児童の父母などのうち、主たる生計維持者(恒常的に所得の高い方)となります。

公務員(民間企業などへ派遣、独立行政法人や国立大学法人勤務を除く。)は、所属庁で申請してください。

手当は、申請月の翌月分から支給対象となります。(出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給対象となります。)

▶申請に必要なもの

- ・印鑑
 - ・申請者の健康保険証の写し
 - ・申請者名義の振込口座のわかるもの
- 転入の方や外国人の方など、その他の書類が必要になる場合もあります。

■寄附について

次代の社会を担う児童の健やかな育ちの支援のため、子育て支援事業への活用を希望する方は、手当の全部または一部の支給を受けずに、市に寄附することができます。

寄附を希望する方は、手当支払月の前月20日までに子ども幸福課まで「児童手当に係る寄附の申出書」を提出してください。

■現況届

手当の制度上の年度は、毎年6月～翌年の5月です。手当の受給者は、6月に「現況届」を提出してください。(詳しくは、対象者宛に送付する通知書でご確認ください。)

現況届の提出で、新年度も継続して手当などを受給できるかどうかの審査が可能になります。提出されない場合は、6月分以降の手当を支給できません。

■各種届出のお願い

手当を受給されている方は、次の場合には、必ず届出をしてください。必要な届出は、事由発生日の翌日から数えて15日以内にしてください。届出がないと、手当を受給できない月が発生したり、支給した手当を返還していただいたりすることがあります。

- ・受給者や児童が大田原市から転出するとき
- ・受給者や児童の住所が変わったとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・振込指定口座を解約、変更するとき(受給者名義の金融機関にのみ変更可能)
- ・振込指定金融機関および支店が統廃合などで変更になったとき
- ・新たに児童を養育することとなったとき、児童を養育しなくなったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したとき、退所したとき
- ・公務員になったとき(派遣先から帰任したときを含む。)、公務員でなくなったとき
- ・配偶者が公務員であり、配偶者の所属庁にて児童手当を受給するとき
- ・児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更となったとき
- ・その他家庭状況に変更があったとき

問 子ども幸福課 東1階 TEL(23)8932



広報おたわらモニター募集

「広報おたわら」に対する市民の皆さんのご意見を基にして、より良い紙面をつくるため、「広報おたわらモニター」を募集します。

●内容…「広報おたわら」に対する評価、要望、意見などをお聞きます。

※4月1日(水)の委嘱状交付、説明会にご出席いただくほか、数回のモニター会議を予定しています。要望、意見は報告書用紙に記入し、郵送、メールまたはFAXで送付していただきます。(報告書用紙は説明会で配布します。)

- 任期…4月1日から1年間
- 応募資格…市内にお住まいの20歳以上の方
- 募集人員…10人
- 応募方法…

2月27日(金)までに下記へ電話で申し込み

問 情報政策課 A2階 TEL(23)8700

とちぎテレビ「うたの王様」出張予選会 in ピアートホール開催!

- 日時…3月28日(土)
- ▶受付：8時30分～9時30分
- 場所…大田原市ピアートホール(堀之内)
- 出場資格…大田原市に在住、通勤または通学している方。
- その他…
- ▶出場を希望する方は、当日、直接会場にお越しください。事前申し込みは必要ありません。希望者多数の場合は、受付終了後に抽選を行う場合があります。
- ▶予選会の合格者は、4月以降にとちぎテレビで行われる本選の収録に出場することができます。
- ▶詳細が決まりましたら、広報おたわら3月号でお知らせします。



問 とちぎテレビ TEL 028(623)0032
情報政策課 A2階 TEL(23)8700